

平成29年度学生支援プロジェクト事業～香大生の夢チャレンジプロジェクト2017～

公 募 要 領

1. 目 的

学生の自主性、積極性、創造性等を高め、学生生活の活性・充実に資するとともに、大学や地域・社会の発展に貢献することを目的に、魅力的・独創的なプロジェクト事業に対し、学生支援プロジェクト経費を配分する。

2. 応募条件

- 学生の自主的なチャレンジ活動であること。
- 企画内容は、大学や地域・社会の発展に貢献するものであり、ゼミ等での研究や卒業論文・学位論文の作成を直接の目的とするものでないこと。
- 応募資格は、本学の学部学生又は大学院生等が主体であり、複数名による団体であること。
(本学教職員と連携することも可能とし、構成員が複数の部局メンバーで構成される事業を優先する。)
- 活動団体がサークル団体の場合は、企画内容が通常のサークル活動内容でないこと。
- 中間報告会で途中経過を報告し、最終報告書を期限までに提出できること。

3. プロジェクト実施期間 平成29年6月中旬（事業採択決定後）から平成30年3月末まで

4. 募集部門

以下2部門に分けて募集する。

部門	配分上限額
スタートアップ部門（新規部門）	20万円
さらなる飛躍部門（継続部門）	30万円

※審査結果や採択件数により、配分額は申請金額から減額される場合がある。

【スタートアップ部門】（新規部門）

- 新たにチャレンジを始めるプロジェクトのはじめの一歩に支援する。
- 応募資格：「2.応募条件」を満たし、2017年度に初めて応募するプロジェクト。
 - 配分額：実施計画に基づいた経費の一部を支援する。

【さらなる飛躍部門】（継続部門）

- 既に活動を行っているプロジェクトのレベルアップのために支援する。
- 応募資格：「2.応募条件」を満たす過去に採択実績のあるプロジェクト。
 - 配分額：実施計画に基づいた経費の一部を支援する。

※参考＜新規部門と継続部門の考え方＞

基本的に事業の継続性の有無により判断する。

- ①過去に採択実績のある団体が異なるプロジェクトで応募してきた場合：新規部門
- ②過去に採択実績のある団体が同一プロジェクトで数年ぶりに応募してきた場合：継続部門
- ③その他については、都度、新規・継続の判断をすることとする。

5. 選考基準

以下の項目で評価する。ただし、7.8.9.10は【さらなる飛躍部門】のみ対象。

1	学生の自主的、積極的な活動であるか。
2	大学や地域・社会の発展に貢献する活動であるか。
3	魅力的、独創的なプロジェクトであるか。
4	計画が十分に練られており、目的、概要、実施計画、実施方法が明確であるか。
5	必要経費の算定は妥当であるか。
6	実施期間内（年度内）に実施でき、成果が得られるか。
7	過去の事業は計画どおり実施されていたか。成果は得られているか。
8	過去の活動実績を検証し、改善されているか。
9	新たな事業・計画内容が含まれているか。
10	自立化への取り組みを検討しているか。

6. 応募期限 平成29年4月28日（金）17時00分（厳守）

7. 応募書類及び提出先

申請書（様式1）に必要事項を記入し、学生生活支援グループ又は各学部学務係（医学部は学生係）の窓口へ提出する（申請書は、窓口又は本学ホームページ（大学案内→大学の取り組みとビジョン→香大生の夢チャレンジプロジェクト事業）からのダウンロードにより取得する）。

申請書は、別紙〔申請上の注意事項〕〔経費執行について〕を確認の上、作成すること。

8. 事業の選考及び配分額の決定

- ① 第一次選考（書類審査）：申請のあった事業について関係会議が選考する。
- ② 第二次選考（ヒヤリング）：第一次選考合格者に対して関係会議が選考する。
- ③ 最終選考（会議案）：第二次選考をもとに、採択事業及び配分予定額（案）を作成する。
- ④ 採択決定：関係会議の作成した選考結果をふまえ、学長が採択を決定する。

※各選考手続きについては、関係会議で定めるところによる。

9. 成果報告

当該経費の配分を受けた団体は、事業の成果を最終報告書（様式2）により報告するものとする。

10. 選考等の主な日程（5月の第二次選考（ヒヤリング）及び12月の中間報告会には必ず出席すること）

平成29年 4月 3日（月）	公募開始
4月初旬	平成29年度学生支援プロジェクト事業概要説明会
4月28日（金）	申請書（様式1）提出期限（応募期限）
5月中旬	第一次選考（書類審査）
5月下旬	第二次選考（ヒヤリング）
6月上旬	事業の選定及び配分額決定
6月中旬	申請者へ採否通知、プロジェクト経費執行開始
平成29年12月13日（水）	中間報告会、自主的活動交流会
平成30年 3月末	最終報告書（様式2）提出期限
平成30年 3月末	プロジェクト経費執行期限（最終）

11. 連絡先

教育・学生支援室 学生生活支援グループ

電話 087-832-1165 又は 1160（担当：篠原、宮下）

FAX 087-832-1170

E-mail kossem2@jim.ao.kagawa-u.ac.jp

〔申請上の注意事項〕

1. 該当する募集部門に応募すること。
2. 一般から参加者を募集する活動（安全への配慮が必要な活動）を含めた事業を申請する場合は、一般参加者の保険加入を義務とし、必ず関係教職員等を責任者としておくこと。
3. 学外団体や教職員が参加している活動については、学外団体や教職員の役割、位置づけを明確にすること。
4. 必要経費は、以下〔経費執行について〕を確認の上、計上すること。また、計上したものは、できる限り見積書等の根拠書類を添付すること。
5. 申請書の作成にあたっては、関係教員等に事前に相談し、助言を受けること。
6. 代表者・副代表者・構成員は学研災・学研賠保険に、サークル団体はスポーツ保険に加入していること（採択された場合でも、保険に加入していない場合はプロジェクトに参加できない）。

〔経費執行について〕

1. 支援対象について

プロジェクト事業の目的遂行上必要である次に掲げる事項とする。

(1) 物品購入、各種役務

執行は、本学会計関係規則等に基づくものとする。

購入備品等の管理は、本学資産管理規則等に基づくものとする。

(2) 护観料・入館料、宿泊費及び移動に要する経費（バスの借り上げ代、有料道路代、鉄道賃、船賃等）支援額は、本学学生支援経費取扱要項に基づくものとする。

(3) 講演会等講師に対する謝金及び旅費

執行は、本学謝金支給基準及び本学旅費規程に基づくものとする。

(4) その他、事業の目的遂行上必要と認められるもの

2. 支援制限について

次に掲げる経費については、原則使用することはできない。

(1) 建物、構築物の建設、改修に係る経費

(2) 全体予算の80%以上を占める場合の旅費等（宿泊費、移動に要する経費）

(3) 全体予算の80%以上を占める場合の備品（資産）購入に係る経費

(4) プロジェクト事業活動補助員等の人件費

(5) 活動中に発生した事故、災害等処理のための経費

(6) 年度を超える活動に係る経費

(7) 懇親会費等の飲食費

※ただし(2)、(3)について、プロジェクト事業の目的遂行上、80%以上の経費を要する場合は、申請書に理由を記載すること。